

<固定価格買取制度満了後(低圧・高圧余剰)>
中国電力株式会社 宛

保存期間 解約後10年

年 月 日

電力受給契約申込書

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）の「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（以下「契約要綱」という。）」、「発電設備等の系統連系に関する要綱」に同意のうえ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）にもとづく固定価格買取期間が満了した発電設備からの電力受給について、下記のとおり申込み（以下「本申込み」と総称する。）します。

【お申込内容】太枠内にご契約者さまをご記入ください。記載にあたっては、裏面もご確認ください。

ご契約者	フリガナ											印
	ご契約名義	様										
	ご住所	(〒)										
	電話番号	固定電話：() -					携帯電話：() -					
	メールアドレス											
	申込区分	新設 ・ 契約廃止 ・ その他 ()										
口座情報	フリガナ											
	口座名義											
	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 労働金庫 農協 店 信用金庫 信用組合 漁協 所										
		預金種別	店番			口座番号(右づめでご記入ください)						
		1. 普通(総合) 2. 当座										
	ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号(右づめでご記入ください)						

【対象発電設備】(いずれかの□にチェックの上、必要書類の同封もしくは記入をお願いします。)

発電設備は、添付資料のとおり

(→以下の発電設備情報が分かる現在の買取事業者からの買取期間満了通知等の写しを添付ください。なお、添付書類に掲載されていない項目がある場合は、以下の該当項目にご記入ください。)

発電設備は、以下のとおり

(→現在の買取事業者からの買取期間満了通知等が無い場合は、現在の買取事業者等にご確認の上、以下の発電設備情報欄をご記入ください。不備がある場合は、買取させていただけない場合がありますのでご注意ください。)

発電設備情報	現在の売電先											
	現売電先とのご契約番号等	現在の売電先事業者とのご契約番号・お客さま番号等をご記入ください										
	フリガナ											
	現在のご契約名義	様										
	発電設備設置場所	(〒) ※上記のご契約者様のご住所と同じ場合は省略可										
	受電地点特定番号	0	7									
	発電種別	太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱 (※いずれかに○)										
	設備ID						最大受電電力					kW
	受給開始・廃止希望日	年 月 日										
	その他発電設備等(ある場合のみ)	種類	ガスエンジン・燃料電池・蓄電池・その他 ()				出力					kW

お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと

【お申込み時のお願い】

- ・現在の売電先とのご契約内容がご不明な場合、現在の売電先にご確認ください。
- ・記載内容に不備があった場合やご確認したい事項がある場合、ご記入いただいたご連絡先に連絡させていただきます。なお、ご連絡が買取期間満了の2ヶ月前以降となる場合があります。
- ・お申込み内容に変更が生じた場合は、速やかに当社までご連絡ください。また、当社への電力受給契約のお申込みにあたり、現在の発電設備をご変更（発電出力の増加・減少、蓄電池設置等）される場合は、別途お申込みが必要な場合がありますので、当社までご連絡ください。

【ご契約条件について】

お申込みにあたっては、ご契約条件となります「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」「発電設備等の系統連系に関する要綱」を必ずご確認ください。なお、契約要綱のうち、特にご確認いただきたい事項を要約して記載しております。

調達単価（買取価格）について

- ・料金は、そのひと月の受給電力量に、中国電力が定め、当社ホームページ上で公表する調達単価を乗じてえた金額とします。
- ・中国電力は需給状況や電源調達環境等に応じて、調達価格（買取価格）を変更する場合があります。変更する場合には、変更の1ヶ月前までに、変更後の調達価格および適用開始時期を、中国電力ホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により、お知らせします。

電圧上昇制御機能等の動作

- ・ご契約者さまが発電設備を中国電力の電線路に連系される場合、他のお客さまの電気のご使用の妨げとならないよう、「発電設備等の系統連系に関する要綱」に定める技術基準を遵守いただく必要があります。
- ・太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため、周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないように、太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する装置が組み込まれています。
- ・太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、この装置が動作し、太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整します。これにより、一時的に販売電力量（受給電力量）が減少することがあります。
- ・電圧上昇制御機能の動作の原因を確認後、その緩和等、電力を中国電力へ供給するため、ご契約者さまが中国電力の供給設備の変更を希望される場合は、その工事費の全額を工事費負担金としてご契約者さまにご負担いただくことがあります。

出力抑制に係る取扱いについて

- ・出力抑制に係る取扱いは、契約要綱29（電力受給の制限または中止）（1）ハ（ニ）のとおりとし、中国電力からの求めに応じ、出力抑制に必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

発電設備等を変更される場合の中国電力へのお申込みについて

- ・ご契約者さまが発電設備等を変更される場合*は、必ず中国電力へお申し込みください。
〔※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新、太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去等〕
- ・振込先口座を変更される場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座の番号等が変更となる場合には、あらかじめ中国電力所定の様式によってお申し込みいただきます。

必要な協力について

- ・ご契約者さまは、中国電力が本申込みを承諾するにあたって中国電力が必要とする情報の提供、および技術検討の協議、現場調査立会等の要請に応じていただきます。

【個人情報の利用目的について】

- ・中国電力が取得・保有する個人情報については、電力受給契約および付随する契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、電力設備・資産等の形成・保全、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関するダイレクトメール・電話・訪問等によるご案内、アンケートの実施、非化石価値等の利用・管理および法令等による国・関係機関への届出、その他これらに付随する業務に利用いたします。
- ・個人情報の取扱いについては、中国電力ホームページでご確認ください。

以上

中国電力使用欄

受領日	年 月 日	備考	
-----	-------	----	--